

事務連絡
令和4年7月6日

各都道府県、指定都市、中核市
子ども・子育て支援新制度担当部局
各都道府県教育委員会幼稚園主管課 御中
各都道府県私立学校主管課
附属幼稚園を置く各国立大学法人事務局

内閣府子ども・子育て本部参事官（子ども・子育て支援担当）
文部科学省初等中等教育局幼児教育課
厚生労働省子ども家庭局総務課少子化総合対策室
厚生労働省子ども家庭局保育課

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した 保育所・幼稚園・認定こども園等の支援について

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、新型コロナウイルス感染症対策に対する支援等を行うため「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」（以下「臨時交付金」という。）（別添1）が設けられていますが、令和4年4月1日付け事務連絡「令和4年度における新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時特例交付金の取扱いについて」の別紙2（別添2）において交付対象となる事業の例として、「物価高騰に伴う学校給食等に関する負担軽減」や「事業者に対する公共料金補助」が挙げられています。

また、本年4月26日に取りまとめられた「コロナ禍における『原油価格・物価高騰等総合対策』（以下「総合対策」という。）（別添3）を踏まえ、臨時交付金では、令和4年度から新たに「コロナ禍における原油価格・物価高騰対応分」が創設され（別添4）、この交付対象事業の例として令和4年4月28日付け事務連絡「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時特例交付金の取扱いについて」の別紙2（別添5）において「学校給食等の負担軽減」や「事業者に対する電気・ガス料金を含む公共料金補助」が挙げられています。

保育所、幼稚園、認定こども園、地域型保育事業所や認可外保育施設等に対する支援に関しては、給食費の負担軽減について、令和4年5月2日付け事務連絡「コロナ禍における『原油価格・物価高騰等総合緊急対策』について」により、「コロナ禍における原油価格・物価高騰対応分」を含めた臨時交付金を活用して取組を推進していただくようお願いしたところですが、「コロナ禍における原油価格・物価高騰対応分」を含め臨時交付金では、コロナ禍における物価高騰に直面する保育所、幼稚園、認定こども園、地域型保育事業所、認可外保育施設や放課後児童健全育成事業等の地域子ども・子育て支援事業を行う事業所等の事業者において光熱水費の高騰が生じている場合等にも、臨時交付金を活用して負担軽減のための支援を行うことが可能となっています。

各地方自治体におかれては、これらを踏まえ、コロナ禍において原油価格や電気・ガス料金を含む物価の高騰の影響を受けた事業者の負担軽減に向け、積極的に取り組んでいただくようお願いいたします。

また、各都道府県及び各都道府県教育委員会におかれては、内容について十分に御了知のうえ、管内市町村及び市町村教育委員会への周知をお願いします。（各都道府県私立学校主管課に対しては、文部科学省から令和4年5月20日付け事務連絡「コロナ禍における『原油価格・物価高騰等総合緊急対策』について」が発出されておりますが、本事務連絡と同趣旨の内容です。）

【本件照会先】

内閣府子ども・子育て本部

参事官（子ども・子育て支援担当）付給付担当

TEL：03-5253-2111（内線 38344・38346）

文部科学省初等中等教育局幼児教育課庶務・助成係

TEL：03-5253-4111（内 2373）

厚生労働省子ども家庭局保育課予算係

TEL：03-5253-1111（内線 4837）

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止とともに、感染拡大の影響を受けている地域経済や住民生活を支援し地方創生を図るため、「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策(令和2年4月7日 閣議決定(4月20日変更))」、「新型コロナウイルス感染症総合経済対策(令和2年12月8日閣議決定)」、「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策(令和3年11月19日閣議決定)」及び「コロナ禍における「原油価格・物価高騰等総合緊急対策」(令和4年4月26日原油価格・物価高騰等に関する関係閣僚会議決定)」への対応として、地方公共団体が地域の実情に応じて、きめ細やかに必要な事業を実施できるよう、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」を措置。

○ 予算額

【令和2・3年度】 補正予算11.3兆円、予備費3.9兆円 (計15.2兆円)

【令和4年度】 予備費0.8兆円

○ 交付対象者・交付方法

地方公共団体(全都道府県・全市区町村)が作成する実施計画に記載された事業に対し、交付限度額を上限として交付

○ 交付対象事業

感染拡大の防止及び感染拡大の影響を受けている地域経済や住民生活の支援等を通じた地方創生に資する事業であって、以下のいずれかに該当するもの

- ・ 緊急経済対策(令和2年4月7日閣議決定)に掲げられた4つの柱に含まれる事業 (①感染拡大防止策と医療提供体制の整備及び治療薬の開発、②雇用の維持と事業の継続、③次の段階としての官民を挙げた経済活動の回復、④強靱な経済構造の構築)
- ・ 総合経済対策(令和2年12月8日閣議決定)に掲げられた新型コロナの拡大防止策及びポストコロナに向けた経済構造の転換・好循環の実現の2つの柱に含まれる事業
- ・ 令和3年経済対策(令和3年11月19日閣議決定)に掲げられた3つの柱に含まれる事業 (①新型コロナの感染拡大防止、②「ウイズコロナ」下での社会経済活動の再開と次なる危機への備え、③未来社会を切り拓く「新しい資本主義」の起動)
- ・ 令和4年経済対策(令和4年4月26日関係閣僚会議決定)に掲げられた4つの柱に含まれる事業 (①原油価格高騰対策、②エネルギー・原材料・食料等安定供給対策、③新たな価格体系への適応の円滑化に向けた中小企業対策等、④コロナ禍において物価高騰等に直面する生活困窮者等への支援)

○ 地方単独事業分

実施計画に基づく事業に要する費用のうち地方公共団体が負担する経費に充てるため、人口・財政力・感染状況等に応じて各地方公共団体に配分(計4.65兆円)

(令和2年度第1次補正)

人口・財政力・感染状況等に基づき交付限度額を算定(0.7兆円)

(令和2年度第2次補正)

①家賃支援を含む事業継続や雇用維持等への対応分(1兆円)

人口・事業所数を基礎に、感染状況等に基づき交付限度額を算定

②「新しい生活様式」を踏まえた地域経済の活性化等への対応分(1兆円)

人口・年少者・高齢者の比率、財政力等に基づき交付限度額を算定

(令和2年度第3次補正)

①感染症対応分(0.5兆円)

人口・事業所数を基礎に、感染状況等に基づき交付限度額を算定

②地域経済対応分(0.5兆円)

人口、年少者・高齢者の比率、財政力等に基づき交付限度額を算定

(令和3年度補正)

①感染症対応分(0.5兆円)

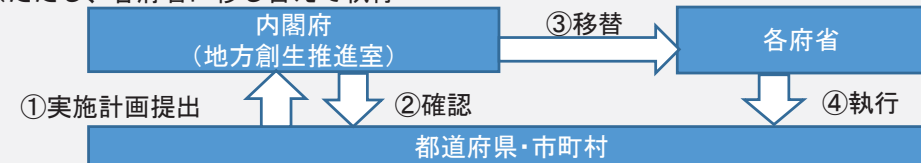
人口・事業所数を基礎に、感染状況等に基づき交付限度額を算定

②地域経済対応分(0.5兆円)

人口、年少者・高齢者の比率、財政力等に基づき交付限度額を算定

○ 所管及びスキーム 内閣府(地方創生推進室)

※ただし、各府省に移し替えて執行



○ 国庫補助事業等の地方負担分

各省所管の国庫補助事業等の執行状況に応じて各地方公共団体に配分(計0.8兆円)

○ コロナ禍における原油価格・物価高騰対応分

コロナ禍において原油価格や電気・ガス料金を含む物価の高騰の影響を受けた生活者や事業者の負担軽減に活用されるよう、中小企業割合等に応じて各地方公共団体に配分(計1兆円)

(令和4年4月28日通知)

人口・財政力・感染状況等に基づき交付限度額を算定(0.8兆円)

○ 事業者支援分

感染症の影響を受ける事業者の支援、感染症防止強化策・見回り支援等に活用(計0.6兆円(予備費による令和3年4月30日追加等、都道府県分0.5兆円、市町村分0.1兆円))

○ 協力要請推進枠等

時短要請に応じた飲食店等に対して、地方公共団体が協力金の支払い等を行う場合に、地方創生臨時交付金を追加配分する(計8.6兆円)

○ 検査促進枠

登録事業者が無料で行うPCR等検査への支援に対して、地方創生臨時交付金を追加配分する(計0.3兆円)

【参考】予算の状況【令和4年4月末時点】

予算総額計16兆円。うち未交付決定額は5.2兆円
(5.2兆円の内訳は、地方単独事業分・国庫補助事業等の地方負担分等が2.1兆円、協力要請推進枠等が2.9兆円、検査促進枠が0.2兆円)

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の活用が可能な事業（例）

地方創生臨時交付金は、国の施策ではカバーし切れない、地域の実情に応じた取組の財源に充てていただくためのものであり、国の施策と組み合わせながら有効活用してください。また、本表は問合せの多かった事業等で活用が可能な地方単独事業をまとめたものであり、臨時交付金の交付対象は本表記載の事業に限りません。各自治体の判断により、地域の実情に応じて必要な取組を行ってください。

感染症対応や雇用維持、事業継続等に関する事業の例

◆ 感染症対応等

- ・ 感染拡大防止のための情報発信支援
- ・ 感染疑い者に対する外来受診時の交通手段の提供支援
- ・ 宿泊施設への自主的避難に対する支援
- ・ 感染症対応に従事した救急隊員等への防疫等作業手当等
- ・ 感染の有無に関する検査（行政検査等として国が補助する場合を除く）
- ・ 飲食店の第三者認証制度の普及に向けた支援
- ・ ワクチン・治療薬の研究開発
- ・ ワクチン接種促進のための体制整備等
- ・ ワクチン・検査パッケージの運営支援
- ・ インフルエンザワクチンの接種促進に向けた支援
- ・ 病院施設等における感染症対策への支援

◆ 雇用維持・雇用機会の確保、困窮者支援等

- ・ 失業者・内定取消者・派遣労働者・学生等の雇用創出支援
- ・ 内定取消等に対応した雇用相談センターの設置
- ・ 在留外国人労働者等に対する雇用維持支援
- ・ 障がい者、保護観察対象者等の就労継続支援
- ・ 子育て世帯、家計急変学生・生徒、生活困窮者に対する給付金
- ・ 住まい確保困窮者に対する支援
- ・ 住宅ローンの返済猶予に関する金融機関に対する支援
- ・ 生活者に対する灯油等燃料費高騰の負担軽減、**物価高騰に伴う学校給食等に関する負担軽減**

◆ 事業継続等

- ・ 事業者（トラック輸送、内航海運、施設園芸、漁業等）に対する燃料費高騰の負担軽減（価格を転嫁した場合の影響緩和を含む）
- ・ 休業要請に伴う協力金等
- ・ 売上減の事業者に対する給付金
- ・ 酒類を提供する飲食店の営業時間短縮等の影響を受ける酒類販売事業者に対する給付金
- ・ 中小企業等への金融支援（利子補給、保証料補助等）
- ・ テナント・不動産オーナーに対する家賃支援
- ・ 建機、車両等、事業用資産の固定費支援
- ・ **事業者に対する公共料金補助、上下水道料金の負担軽減**
- ・ 公益法人等に対する活動継続支援
- ・ 公共施設の指定管理者等への協力金や再開に向けた支援

（観光）

- ・ 観光資源、観光関連産業（お土産物屋等）に対する経営支援
- ・ 宿泊事業者・旅行業者の事業継続・再開支援
- ・ 地域の旅館・ホテルや観光施設のリバイバルプランの策定支援
- ・ 観光バス利用促進等の観光バス事業者に対する事業継続・再開支援

（地域公共交通）

- ・ 鉄道・バス・旅客船・航空など地域公共交通の維持・確保支援
- ・ 地域のタクシー事業者やコミュニティバスに対する経営支援
- ・ 鉄道・バス・旅客船など地域公共交通のリバイバルプラン策定支援
- ・ 地方空港・港湾の機能の維持・確保支援

（配送物流）

- ・ 地域の物流の維持・確保支援
- ・ タクシー等の飲食物等の配達代行者に対する支援

（教育）

- ・ 公立大学・専修学校の授業料等減免に係る支援
- ・ スクールバス事業者、学校給食関連事業者に対する経営支援
- ・ 臨時休業に伴う給食、修学旅行等のキャンセル代、感染症対策等の支援
- ・ 私立高校授業料の実質無償化の対象外生徒に対する授業料軽減に係る支援、低所得世帯の学びを支えるための就学援助
- ・ 特別支援学校の舎食費の利用料の返還支援

（文化・スポーツ・生活）

- ・ 文化芸術・スポーツ団体等やフリーランスの活動継続・再開支援
- ・ 自粛要請に応じた文化芸術・スポーツ関係者への協力金
- ・ 文化・スポーツ施設や式典施設（結婚式場等）、自然体験施設等に対する経営支援
- ・ 公立社会体育施設・文化施設等における使用料の減免等の支援
- ・ 医業類似行為（あはき業等）を行う事業者に対する経営支援

（農林水産）

- ・ 自粛要請等で出荷できない農産物・水産物・畜産品・花き・木材等の国内外の新たな販路拡大等の経営継続に向けた取組支援
- ・ 外国人技能実習生の来日遅延などに対応した農業・漁業分野等における人材の育成・確保支援
- ・ 農作物の次期作に必要な種苗購入等支援
- ・ 農畜水産物等の価格下落により減収した農家等に対する支援
- ・ 滞留する原木・水産物の保管等支援

※ 上記の事業の例はいずれも新型コロナウイルスの感染拡大の防止及び感染拡大の影響を受けている地域経済や住民生活の支援等、新型コロナウイルス感染症への対応として実施される事業に限ります。

「ウイズコロナ」下での社会経済活動の再開等に関する事業の例

◆ 社会的な環境の整備

- （3密対策を実施したより快適な空間の創造）
- ・ 観光・飲食施設、医療機関、公共交通機関（車両・待合所）等の3密対策支援
- ・ 公園や社会教育施設、文化・スポーツ施設等における感染防止対策支援
- ・ 夏季開校に向けた教室・体育館・給食施設等の空調設備の整備支援
- ・ 私立幼稚園や認定こども園における空調換気設備整備
- ・ 濃厚接触者追跡アプリの導入支援
- （キャッシュレス決済の普及推進及びデータの利活用）
- ・ 観光・文化・スポーツ施設、公共交通におけるキャッシュレス導入
- ・ 地域の仮想通貨等の導入支援

（行政手続のオンライン化・電子処理化、ネット発信の強化）

- ・ 行政手続のスマート化、行政事務のデジタル化の推進
- ・ デジタル機器・サービスに不慣れな住民へのオンライン行政手続等の利用支援
- ・ 電子図書館サービスやオンライン健康相談サービスの導入
- ・ マイナポイントの上乗せ等によるマイナンバーカードの普及促進

（新型コロナ感染症等に対応した新たな災害対応スタイルの構築）

- ・ 避難所における物資調達や避難情報アプリ導入等の感染症対策支援
- ・ 宿泊施設や研修所等の避難所としての活用支援

◆ 新たな暮らしのスタイルの確立

（新たな時代に相応しい教育の実現）

- ・ オンライン・遠隔教育のための人材育成、教材、機材、通信費等支援
- ・ 高等学校等におけるPC・タブレット端末、LTE通信機器等の導入支援
- ・ 教員等の追加配置や人材マッチング支援
- ・ 医療的ケアのための看護師やスクールカウンセラー等の配置、SNS相談体制構築等の支援
- ・ 日本語指導が必要な児童生徒に対する学習支援・教育相談等の支援

（オンライン診療等の推進）

- ・ オンライン診療・服薬指導のための通信インフラや配送インフラ等の整備支援
- ・ オンライン化に伴うシステム等のアドバイスを行うITコーディネーターの利用支援
- ・ オンラインによる高齢者の在宅での介護予防への取組み支援

（文化・スポーツ・生活等の新たな発信の推進）

- ・ 「新しい生活様式」下での文化・スポーツイベント、ライブエンターテインメントの開催支援
- ・ 「新しい生活様式」下での結婚式等の冠婚葬祭の開催支援
- ・ 子どもの文化芸術体験・運動機会や部活動の発表の場の確保支援
- ・ 放送コンテンツの海外展開支援
- ・ 町内会等に対するデジタル化支援

（都市と地域の両方で働く・楽しむライフスタイルの開拓）

- ・ ワークションや人材マッチング等の新たな地域移住等の需要の取り込み支援
- ・ テレワークの導入、テレワーク用サテライトオフィスの整備支援
- ・ 地方の研究機関の研究設備等の遠隔化・自動化支援

（ひとり親家庭、単身高齢者などへの新しいつながりの創出）

- ・ NPO等による失職者等の雇入れや子ども等の居場所づくりの取組支援
- ・ 移動販売等の外出できない高齢者等のケアに必要な物流整備支援
- ・ フードバンクや食品関連事業者等による食品ロス削減等の取組支援
- ・ オンライン相談等のDV被害者支援の取組支援

（MaaSなどを取り込んだ新たな地域交通体系の整備）

- ・ MaaSなどを活用した交通サービスの提供支援
- ・ 自動走行等の社会実装支援

◆ 新たな付加価値を生み出す消費・投資の促進

（新技術を活用した地域内物流の効率化など物流基盤の整備）

- ・ 倉庫のICTによる自動化等の物流効率化支援
- ・ 非接触・非対面の輸送等のためのドローン・「空飛ぶクルマ」開発・活用支援
- ・ 飲食店・利用者・宅配事業者を結びつけるアプリ支援

（「新しい旅行スタイル」の環境整備や新たな観光ビジネス展開の促進）

- ・ 観光・文化・スポーツ施設等の予約・来館者登録システムの導入支援
- ・ レンタルサイクルの拡充や自転車観光の推進
- ・ 宿泊・飲食業・タクシーによるテイクアウト・配送事業の推進

（3密対策や新商品と連動した誘導型の商品券・旅行券の発行）

- ・ 旅行・宿泊商品の割引支援等による地域内の観光需要の喚起支援
- ・ 地域の飲食店等を応援するためのプレミアム商品券の発行支援

（農林水産業及び食料産業への新たな投資促進・労働力確保）

- ・ 農業・漁業分野等における人材確保・育成や輸出・事業転換等の支援
- ・ 地元農産物を利用した6次産業化商品の開発支援
- ・ 食品関連イベントなど農林漁業者・食品事業者のマッチング支援
- ・ スマート農業や食品流通事業者・卸売市場開設者等の省人化支援

（地域牽引企業群の形成・事業再生等を通じた事業構造改革の推進）

- ・ 地域企業群とスタートアップ人材・企業との連携支援
- ・ 廃業危機にある事業者と創業希望者とのマッチング支援
- ・ 事業者の研究開発、製品の品質向上への取組支援
- ・ 中小企業の生産性向上、販路開拓支援

（地域商社・DMO・ローカルベンチャーを通じた地域経済力の強化）

- ・ 地域商社等の形で、地域内外の人材が協創する場の創設・創業支援
- ・ 地域デザインプロデューサーの育成、地域産品の販路拡大支援

コロナ禍における「原油価格・物価高騰等総合緊急対策」（抜粋）

令和4年4月26日

原油価格・物価高騰等に関する関係閣僚会議

第四の柱は、コロナ禍における原油価格や電気・ガス料金を含む物価高騰等に直面する生活困窮者等への支援である。低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金の支給や、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金のコロナ禍における原油価格・物価高騰に対応する新たな枠の創設による地域の実情に応じたきめ細かな生活困窮者対策の実施など真に生活に困っている方々への支援措置を強化するとともに、緊急小口資金等の特例貸付、新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金及び住居確保給付金の特例措置の申請期限の延長を行う。また、孤独・孤立対策や困窮者支援に取り組むNPO等の支援を行うとともに、学校給食費等の保護者負担の軽減促進等を図る。

IV. コロナ禍において物価高騰等に直面する生活困窮者等への支援

1. 生活困窮者等支援

● 学校給食等の負担軽減等（内閣府、総務省、文部科学省、厚生労働省）

- 地域の実情に応じ、これまで通りの栄養バランスや量を保った学校給食等が実施されるよう、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を拡充・活用し、コロナ禍において物価高騰等に直面する保護者の負担軽減に向けた自治体の取組を強力に促し、必要な支援を迅速に行うとともに、学校の冷暖房費等について、今後の状況等も勘案しつつ、地方交付税等により必要な支援の取組を進める。

3. 地方公共団体の実施する対策への支援

● 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（内閣府）

- 地方公共団体が、コロナ禍において原油価格や電気・ガス料金を含む物価の高騰の影響を受けた生活者や事業者の負担の軽減を、地域の実情に応じ、きめ細やかに実施できるよう、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を拡充し、「コロナ禍における原油価格・物価高騰対応分」を創設する。これにより、地方公共団体が実施する、生活に困窮する方々の生活支援や、学校給食費等の負担軽減など子育て世帯の支援、また、農林水産業者や運輸・交通分野をはじめとする中小企業者等の支援といった取組をしっかりと後押しする。

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 (コロナ禍における原油価格・物価高騰対応分)の創設

地方公共団体が、コロナ禍において原油価格や電気・ガス料金を含む物価の高騰の影響を受けた生活者や事業者の負担の軽減を、地域の実情に応じ、きめ細やかに実施できるよう、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を拡充し、「コロナ禍における原油価格・物価高騰対応分」を創設する。

○予算額: 1兆円(コロナ予備費0.8兆円+既定予算0.2兆円)

○交付対象: 都道府県及び市町村

○対象事業:

(生活支援)	(産業支援)
<p>コロナ禍において原油価格や物価高騰に直面する生活困窮者等生活者の負担軽減に資する支援事業</p> <p>【取組例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活に困窮する方々の生活支援 (住民税非課税世帯等への臨時特別給付金の横出し支援) ・学校給食費等の負担軽減 ・子育て世帯の支援 (子育て世帯生活支援特別給付金への上乗せ) 	<p>コロナ禍において原油価格や物価高騰による影響を受ける事業者の負担軽減に資する支援事業</p> <p>【取組例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農林水産業者や運輸・交通分野をはじめとする中小企業者等の支援 (事業者に対する燃料費高騰の負担軽減・経営支援)

○算定方法: 人口や感染状況等を基礎として算定

※1兆円のうち0.8兆円を先行して交付

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（コロナ禍における原油価格・物価高騰対応分）

の活用が可能な事業（例）

別添5

総合緊急対策（令和4年4月26日原油価格・物価高騰等に関する関係閣僚会議）において、地方創生臨時交付金のうち「コロナ禍における原油価格・物価高騰対応分」により「地方公共団体が実施する、生活に困窮する方々の生活支援や、学校給食費等の負担軽減など子育て世帯の支援、また、農林水産業者や運輸・交通分野をはじめとする中小企業者等の支援といった取組をしっかりと後押しする。」とされており、コロナ禍において原油価格・物価高騰に直面する生活者や事業者に対して、自治体を実施する事業（各府省のコロナ関連の制度に対する上乘せや横出しを含む）に幅広く活用することが可能です。

本表は、コロナ禍において原油価格・物価高騰に直面する生活者や事業者の支援を主たる目的とする活用可能な事業の一部をまとめたものであり、「コロナ禍における原油価格・物価高騰対応分」の交付対象は本表記載の事業に限りません。各自治体の判断により、地域の実情に応じて必要な取組を行ってください。

生活者支援に関する事業

◆ 雇用維持・雇用機会の確保、困窮者支援等

- ・ ひとり親家庭をはじめとした子育て世帯、家計急変学生・生徒、に対する給付金の支給
- ・ 生活困窮者や低所得者に対する給付金の支給
- ・ 生活者に対する電気・ガス料金を含む公共料金の負担軽減
- ・ 住まい確保困窮者に対する支援
- ・ 住宅ローンの返済猶予に関する金融機関に対する支援
- ・ 失業者・内定取消者・派遣労働者・学生等に対する支援
- ・ 在留外国人労働者等に対する就労支援
- ・ 障がい者、保護観察対象者等に対する就労支援
- ・ 特別支援学校の舎食費の利用料の負担軽減
- ・ 学校給食等の負担軽減など子育て世帯に対する支援
- ・ 公立大学・専修学校の授業料等減免に係る支援
- ・ 私立高校授業料の実質無償化の対象外生徒に対する授業料軽減に係る支援
- ・ 地域経済の活性化と生活者支援を目的としたプレミアム商品券の発行

事業者支援に関する事業

◆ 事業継続等

- ・ 事業者に対する燃料費高騰の負担軽減（価格を転嫁する場合の影響緩和を含む）
- ・ 事業者に対する電気・ガス料金を含む公共料金補助
- ・ 仕入価格上昇等により収益が減少した事業者に対する経営支援
- ・ テナントに対する家賃などの固定費支援
- ・ 中小企業等の資金調達コストの低減（利子補給、信用保証料補助等）
- ・ 再生可能エネルギーの導入に向けた支援
- （農林水産）
- ・ 漁業者、農林業者に対する経営支援
- ・ 漁業者、施設園芸農家、木材加工事業者の省エネ機器の導入支援
- （運輸・交通）
- ・ 鉄道・バス・タクシー・旅客船・航空など地域公共交通の経営支援
- ・ 地域の物流の維持に向けた経営支援
- （観光）
- ・ 宿泊事業者・旅行業者・観光関連産業に対する経営支援
- ・ 観光バス利用促進等の観光バス事業者に対する経営支援
- （生活衛生）
- ・ 飲食業、理・美容業、クリーニング業、ホテル・旅館業などの事業者に対する経営支援